

平成27年度

電気自動車等導入補助金

～補助制度のご案内～



募 集 期 間

平成27年4月1日(水) から 平成28年3月31日(木) まで

一般財団法人
淡路島くにもみ協会



平成27年度 電気自動車等導入補助制度のご案内

一般財団法人淡路島くにうみ協会では、大気環境の改善や地球温暖化の防止、淡路島内における移動手段の電動化を図り、「あわじ環境未来島構想」を推進するため、電気自動車及びPHV（プラグインハイブリッド自動車）の普及を促進しています。

このたび、幹線道路を走行するPR効果が高い事業者（タクシー・レンタカー・教習車・宅配業者）を対象とした車両購入費・啓発ラッピング施工費についての補助金交付制度をはじめましたので、どうぞご活用ください。

1. 補助対象者

次の①から⑤のいずれかの要件に適合する業者が事業の用に供するための導入であり、かつ協会の指定する普及啓発ラッピングを補助対象車両に施すこと。

- ① タクシー事業者であること
- ② レンタカー事業者であること
- ③ 教習所であること
- ④ 宅配業者であること
- ⑤ ①から④の業者に対して電気自動車等を貸与するリース事業者であること

2. 補助対象自動車

次の全ての要件に適合している電気自動車等

- ① クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金業務実施細則（別表1）銘柄ごとの補助金交付上限額【電気自動車、プラグインハイブリッド自動車】に掲げる「普通自動車」、「小型自動車」、「軽4」であること。
- ② 新車であること。（平成27年3月1日から平成28年3月31日までの間に新車新規登録又は新車新規検査届出が行われるものであること）
- ③ 淡路島内に使用の本拠の位置を置くこと
- ④ リースによる導入においては、自動車リース事業者は、電気自動車等の貸与料金について、協会からの補助金相当分を通常の貸与料金から減額して設定すること。

3. 補助の内容

（1） 補助金額

- ・ 電気自動車等1台あたり上限50万円（※）
 - ・ 普及啓発ラッピング施工経費20万円（但し、施工に要した額以内）
- ※ 但し、国補助金（クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金）の額に20万円を加えた額以内

(2) 補助対象経費

補助対象となる経費	車両本体価格（税抜価格・車両本体から値引きのある場合は値引き後の税抜本体価格）
補助対象とならない経費	オプション代金・自動車重量税・自動車取得税・その他自動車購入に係る諸経費等

4. 補助の申込み

(1) 申請期間

自動車検査証の「登録年月日／交付年月日」若しくはラッピング施工完了のいずれか遅い日から起算して 30 日以内 に申請をお願いします。ただし、協会の受付期間は平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日とします。（受付期間中でも予算の上限に達し次第終了いたします。）

※ 平成 27 年 3 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間に新規登録等を行った車両については、平成 27 年 5 月 1 日まで申請を受け付けます。

(2) 申請方法

補助金を申請される事業者は、必要書類にご記入の上、下記書類の提出先までご持参ください。

※ 持参による受付のみとなります。郵送、ファックス、E-mail 等では受付できないのでご了承ください。

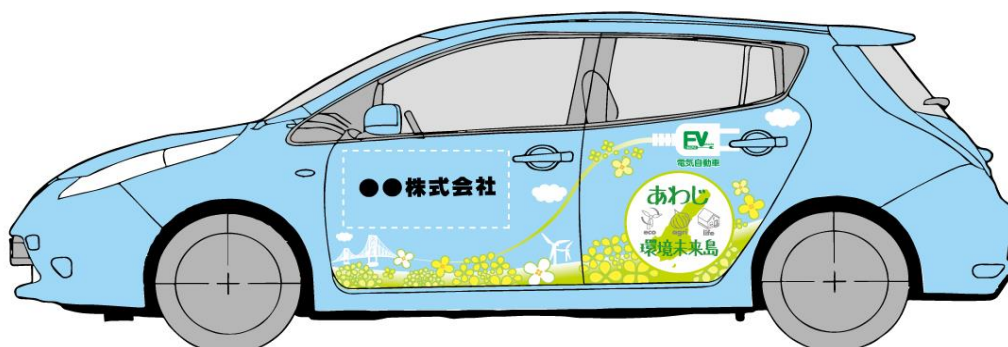
(3) 申請様式

様式等は、兵庫県淡路県民局のホームページ及びあわじ環境未来島ホームページよりダウンロードしてご利用ください。

5. 財産処分の制限期間について

自動車検査証に記載のある「登録年月日／交付年月日」から起算して3年間を財産処分の制限期間とします。制限期間内に処分しようとする場合は、協会の承認が必要となるため、事前にご連絡ください。

6. ラッピングデザイン



7. 書類の提出先・問い合わせ先

(一財) 淡路島くにうみ協会 地域振興課 電気自動車等導入補助金担当

【住所】 〒656-0021
洲本市塩屋二丁目4番5号
兵庫県洲本総合庁舎
(兵庫県淡路県民局県民交流室未来島推進課内)

【TEL】 0799-26-3480

【FAX】 0799-23-1250

【E-mail】 awajikem@pref.hyogo.lg.jp

※各種様式は、兵庫県淡路県民局ホームページ及びあわじ環境未来島ホームページに掲載しています。

◆兵庫県淡路県民局ホームページ <http://web.pref.hyogo.lg.jp/area/awaji/index.html>

◆あわじ環境未来島ホームページ <http://www.awaji-kankyomiraijima.jp/>